

## 公共工事等に係る入札制度の改正について（平成29年6月改正分）

### ◎ 予定価格及び調査基準価格の公表時期の変更について

「予定価格」、「最低制限価格基準額」、「低入札価格調査基準額」について、入札公告及び入札に付する事項において事前公表としてきたところ、条件付一般競争入札を実施する工事（予定価格1億円以上の土木一式、建築一式工事、6,000万円以上のその他の工事）について、予定価格及び低入札価格調査基準価格を【事後公表】とします。

- ※ 指名競争入札については、「予定価格」、「最低制限価格基準額」とも【事前公表】を継続します。
- ※ 事後公表とすることにより、「予定価格等の非公表とされている情報を不正に入手しようと職員に働きかけを行ったとき」には、指名停止等の厳正な処分を行うこととします。

### ◎ 条件付一般競争入札における1者による入札の無効について

郵便入札により実施する条件付一般競争入札では、入札者が1者の場合においても有効としてきたところ、1回目の入札においては、**入札者が1者の場合については入札を無効**とし、再度、入札を実施することとします。ただし、2回目の入札については、入札者が1者となった場合でも、有効として取り扱います。